

災害時における復旧支援業務に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害発生時における下水道管路施設の被害状況調査及び応急復旧の実施に対する復旧支援業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期せぬ災害等の発生により、甲が管理する下水道管路施設に被害が発生した場合において、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等（以下「資機材」という。）の確保及び動員体制を定め、業務を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（対象施設）

第2条 業務の対象施設は、甲が管理する最上川流域下水道山形処理区、村山処理区、置賜処理区及び最上川下流流域下水道庄内処理区の管路施設（管渠及びマンホール）である。

（業務の内容）

第3条 甲は、所管する下水道管路施設に災害が発生し必要と認めるときは、乙に対し、出動を要請することができる。

2 前項において、甲が乙に出動を要請するときは第1号様式「災害時復旧支援要請書」により行うこととする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等の他の方法で要請することができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請があったときは、第2号様式「災害時復旧支授受諾書」により回答するものとする。

4 乙は、甲からの出動要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な資機材をもって業務を実施しなければならない。

（業務の実施体制）

第4条 乙は業務を速やかに実施するため、必要な資機材の確保及び動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

2 前項において、乙が甲に報告する実施体制は、任意の様式にて毎年4月末日までに報告するものとする。

3 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部下水道課、乙においては公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部山形県部会事務局とする。



（総括社）

（管路区）

（管路支）

（管路部）

（契約の締結）

第5条 甲は、乙に出動を要請したときは、乙と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

（費用）

第6条 乙が実施する業務に係る費用は、甲の負担とする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(防災訓練への参加)

第8条 この協定の実効性を高めるために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は支援に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

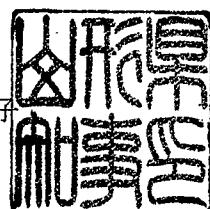
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月18日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健

